

○ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したもの（資料11）

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
宮内庁	ヴァイニング夫人契約書	H17.5.31	H18.5.10	344	答申を受けてのさらなる開示・不開示の審査に予想以上に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	「侍従職日記」(昭和20年8月)	H17.4.18	H18.6.6	414	答申を受けてのさらなる開示・不開示の審査に予想以上に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
法務省	論文式試験得点調整プログラムのソースリスト	H16.6.25	H18.10.3	818	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	司法試験第二次試験ファイルに記録されているデータのうち、特定の受験者に係る論文式試験の科目別得点	H18.2.6	H18.10.10	244	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	大分刑務所が被収容者のために支出した金額がわかる文書等の不開示決定(形式上の不備)に関する件	H18.8.4	H18.11.27	115	他に多数の不服申立て案件を審査中であり、当該案件に係る審査事務、情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたことに加え、答申受領後、審査請求人である刑事施設被収容者からの行政不服審査法第25条に基づく口頭意見陳述の要求に対応したため。
	高松刑務所の職員研修出欠名簿の一部開示決定に関する件	H18.11.10	H19.1.23	74	他に多数の不服申立て案件を審査中であり、当該案件に係る審査事務、情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
外務省	1958年7月30日に東京で行われた藤山外相とマッカーサー米駐日大使の日米安保条約改定の予備交渉の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H17.2.4	H19.2.23	749	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	1958年9月11日にワシントンで行われた藤山外相とダレス國務長官の会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H17.2.4	H19.2.23	749	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき個別具体的に当てはめを行う必要があったため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	1959年5月11日に東京で行われた藤山外相とマッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H18.4.21	H18.7.7	77	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	1959年8月13日、日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間で結ばれた「在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する協定」とそれに伴うその後の在日朝鮮人の北朝鮮帰還事業に関し、日本政府が日本赤十字社から受け取った日朝赤十字間及び日本赤十字社と赤十字国際委員会との交渉記録、報告書などの文書	H17.7.26	H18.6.26	335	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	1951年から65年にかけて日本と韓国の間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第六次会談に関する議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（他、計17件）	H17.7.26	H18.9.22	423	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	在米日本国大使館が行った便宜供与のうち、「平成11年便宜供与件数統計表(平成12年8月大臣官房総務課作成)」に記載された取扱議員件数43件の、便宜供与の内容を記した文書	H17.8.25	H18.6.13	292	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき個別具体的に当てはめを行う必要があったため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連3 詳細表示[分類]総合外交政策-安全保障政策-我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1996年09月01日	H18.6.26	H18.9.28	94	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連5 詳細表示[分類]総合外交政策-安全保障政策-我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1997年02月01日	H18.7.10	H18.9.21	73	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連8 詳細表示[分類]総合外交政策-安全保障政策-我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1997年06月01日	H18.7.24	H18.12.8	137	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H17.12.22	H18.7.3	193	答申に沿った再決定をするにあたり、答申内容の確認に時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	「対外情報機能強化に関する懇談会」関連文書(開催要項・議事録等・懇談会に提出された討議資料等)	H18.5.16	H18.8.1	77	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	「日米防衛協力のための指針」関連1(詳細表示 [分類]総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1996年04月01日に綴られている文書の全て(他、計2件))	H18.12.15	H19.3.2	77	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
文部科学省	特定大学の校地等変更届	H16.12.17	H18.6.6	536	答申を受けて関係者との調整等、慎重な検討を行う必要があったため。
厚生労働省	特定個人の申告に係る申告処理台帳の不開示決定(存否不応答)に対して開示を求めるもの	H18.10.19	H19.2.27	131	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通報書(特定年度、特定労働局)の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.9.14	H19.2.26	165	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定労働局が特定期間を実施した特定事業場の指導票、是正報告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.4.27	H18.6.27	61	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局の特定年の社会福祉法人に対する是正、指導票、是正報告書の不開示に対して開示を求めるもの	H18.9.21	H19.1.23	124	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局の特定年の社会福祉法人に対する是正勧告書等の不開示に対して開示を求めるもの	H18.9.21	H19.1.23	124	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局における特定期間の指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.3.31	H18.6.27	88	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	市町村等の機関における障害者任免状況調査票の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H19.3.22	280	所管業務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	監督官執務規範等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.7.7	H18.11.30	146	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に対する指導関係書類の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.7.14	H18.9.15	63	所管業務が著しく多忙であったため。
	市町村等の障害者任免状況調査票の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H19.3.22	280	所管業務が著しく多忙であったため。
	労働者死傷病報告の一部開示決定の取り消しを求めるもの	H17.12.14	H18.6.27	195	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労働者死傷病報告の一部開示決定の取り消しを求めるもの	H17.12.14	H18.6.27	195	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通報書(国及び都道府県部局・市町村)の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H19.3.22	280	所管業務が著しく多忙であったため。
社会保険庁	電波障害範囲等を記載した住宅地図等の一部開示決定に関する件	H18.4.7	H18.6.22	77	所管業務が著しく多忙であったため。
	広島大学病院に係る特定共同指導結果通知書の不開示決定に関する件	H18.4.20	H18.7.5	77	所管業務が著しく多忙であったため。
	広島大学病院に対しての特定個人に係る指導と返還等の指示事項の不開示決定に関する件	H18.4.20	H18.7.5	77	所管業務が著しく多忙であったため。
経済産業省	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
経済産業省	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金保全措置届出書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金保全措置届出書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金保全措置届出書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
防衛省	他国との間において公にしないことを取り決めた事実を示す文書	H18.7.28	H18.10.6	70	答申の他、開示請求及び異議申立てが重なり、事務処理に時間を要したため。
	平成13年度第1回日米共同訓練セミナー実施記録について他	H17.4.18	H18.4.18	365	答申において新たに特定すべきとされた文書が大量であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	イラク・ハンドブック	H18.7.26	H18.10.6	72	答申において開示すべきとされた部分の検討に時間を要したため。
	陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」	H18.7.25	H18.10.10	77	答申の他、開示請求及び異議申立てが重なり、事務処理に時間を要したため。